

事故初期の可搬型モニタリングポスト調査結果の概要

平成25年3月22日
福島県原子力安全対策課

1 調査対象機器

道県名	台数	主な設置場所・時期
北海道	3	いわき市(4月,2台)、広野町(5月,1台)、本宮市(8月,1台)
青森県	2	南相馬市(3月,1台)、飯舘村(3月,1台)
静岡県	1	葛尾村(3月,1台)、南相馬市(5月,1台)
石川県	3	川内村(3月,3台)、浪江町(4月,1台)、川俣町(4月,1台)
福井県	2	田村市(3月,1台)、いわき市(3月,1台)、飯舘村(4月,1台)
福島県	3	大熊町(3月,1台)、田村市(4月,1台)、川内村(4月,1台)
計	14	

※測定箇所の合計は22箇所

2 調査対象期間

平成23年3月12日から同年9月30日までの期間を対象とした。

3 データの回収状況について

通信障害等により取得できなかったデータは、後日回収し、記録・保存が図られていたが、今回の調査で、データの一部が未回収となっていた事例が認められた。具体的には、葛尾村において、5日分38時間のデータが未回収であった。

4 データの公表状況について

可搬型ポストによる測定結果の公表は、平成23年3月15日から継続して実施されていたが、今回の調査で、記録・保存されていたデータの一部が未公表となっていた事例が認められた。

具体的には、川内村に設置した3箇所のうち、2箇所のデータが未公表であった(合計4,087時間)。他に、1週間・数日の未公表事例があり、合計で4,521時間の未公表データがあった。

5 問題点

今回の調査の結果、可搬型モニタリングポストの取扱いについて、判明した課題は次のとおり。

- ① 可搬型ポストによる測定マニュアル類の未整備
- ② 可搬型ポストによる調査実施計画の不備
- ③ 通信障害対応、非常電源機能の不備

6 今後の対応

今後、更新する可搬型ポストについて、電子データの保存機能や非常電源機能が優れた機種を導入していくものとする。

また、県の緊急時モニタリング実施要領について、国の緊急時モニタリング指針も踏まえながら、改定する予定であり、今回の事例を踏まえ、マニュアル類の見直しも含め実効性のあるものに改定していくものとする。